

令和7年第3回農業委員会議事録

令和7年3月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第3回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年3月25日
開催年月日 令和7年3月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時 1分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子	第1区域	堀口 栄一
7	井上ゆかり	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	須賀 勤
9	齊藤喜久夫	第4区域	野口 稔
10	松本 高正		

○欠席委員

1 常木 三郎

議事参与者 事務局長 常木 真人 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 非農地判定について
- (2) 議案第2号 農地の賃借料情報の提供について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第3回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時 分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長 皆さん、こんにちは。

6年度最後の総会ということでお世話になりたいと思います。

さきの長瀬幼稚園のジャガイモの植付けにつきましては、ご協力いただきました委員の方、大変ご苦勞さまでございました。聞いたら大分下がぬかるんでいたということで大変だったと思います。ありがとうございました。

同じ3月17日に、事務局長と私とで郡市の協議会の視察研修に行っていました。これは会長と事務局長が対象ということで行って来たんですけれども、群馬県の甘楽町ですね。自然塾寺子屋という非営利特定法人といますか、もうけないというボランティアでやっている団体ですけれども、職員が3人いまして、何をやっているかといいますと、JICAの協力隊の方の事前研修の場、それから、海外の技術実習生の受皿を甘楽町でやっているんですけれども、それのお膳立てを3人で回しておりました。皆さん給料どうしているんですかとちょっと心配になりましたけれども、かなり国のお金を使っているんですね。聞きましたら、ほとんど公募制の支援事業ですね。手を挙げて、それで予算を引っ張ってきてやっているということで、なかなかタフな人たちが頑張っています。

ちょっとポイント的にあ、いいなと1つ思ったのは、JICAの協力隊の方は非常にパワフルですね。行動力もとてもあります。そういった方との事前研修で甘楽町とのつながりができまして、最終的にその方たちは海外の仕事を終えて、大体1年か、長くても2年ぐらいですかね。戻ってこられたときに、甘楽町に就農されている方が何人かいるんですね。甘楽町にお住まいでない人、町外から甘楽町へ就農されている。そういうつながりもあって、農業の担い手としてうまく利用しているなという感じを受けました。やはり長瀬町とか秩父山間地は、地元で後継者育成といいますが限界がありますので、外から引っ張ってくる算段をいろいろ工夫していくことが必要だと思いますので、また機会を捉えてそういった研修

もできればなというふうに思っております。

本日の議題は2本ですけれども、慎重審議よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく願いします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員ですけれども、12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が常木委員よりありましたので、ご報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

3月1日に産業祈念祭が宝登山神社で行われて、出席いたしました。

また、3月13日には農業会議が主催の市町村の農業委員会会長・事務局長会議がリモートで開催され、長瀬町役場でオンラインで会議に出席しました。なかなかしっかりした会議で

みっちりやられました。小川さんと2人でちょっと退屈でしたけれども、非常に議題が多い、みっちり半日かかった会議でした。

それから、先ほど言ったように、3月17日に郡市の協議会の視察研修ですね、行ってまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎非農地判定について

○議長 次に、議案に移りたいと思います。

議案第1号 非農地判定（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）についてを議題といたします。

番号1から番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 非農地判定についてご説明いたします。

非農地とする判断基準につきましては、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化が進み、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

説明をする前に、今回の非農地判定の申出に至った経緯をご説明いたします。

今回の申請地である地番が、昨年9月から10月に実施した利用状況調査の結果から利用意向調査を行ったところ、所有者より農地への再生が困難ということで相談があり、非農地判定の申出があったことを報告させていただきます。

以上のことを踏まえて説明をお聞きください。

番号1から2、続けて説明いたします。

番頭1、所在地、大字矢那瀬字————、地目は畑、農振区分は白地、面積は571平米になります。所有者は——さん。

下に案内図、公図がありますので、場所のご確認をお願いします。場所は、矢那瀬上郷区内、築瀬神社を北へ約400メートル上がったところです。

裏面に現況写真も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。写真につきましては、事務局としては現地確認が難しいと判断したところではありましたが、3月22日に須賀勤委員が確認し、撮影していただいたものになります。写真のとおり、現地確認が困難なところであり、山林化が進行し、農地として復元することが困難であることが予想されま

す。

続きまして、次のページ、番号2、同じく大字矢那瀬字————、地目は畑、農振区分は白地、面積は631平米となります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、場所のご確認をお願いします。場所は、先ほどの番号1と同じく、築瀬神社を北へ約400メートルの場所にあります。

現況の写真は少しありませんが、番号1と同様の状態となっております。番号1のとおり、現地確認が困難なところであり、山林化が進行し、農地として復元することが困難であることが予想されます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明をお願いします。

11番、野原重信委員の説明をお願いします。

○11番野原重信委員 よろしくをお願いします。

18日に事務局から電話がありまして、矢那瀬のことなんですが、これは山のほうなので、昔の農地ということなのですが、もう農地というより山になっちゃってしまっ行ってける場所ではないということで、農業できるところじゃないということでは、神楽の須賀さんに聞きましたら、もうそういう行ける場所では、農業できる場所ではないということで、ひとつ非農地判定のほうをよろしくをお願いします。

○議長 野原重信委員の説明が終わりました。

続きまして、推進委員の説明をお願いします。

須賀勤委員の説明をお願いします。

○須賀 勤委員 私から、まず築瀬神社というところが一応150メートルぐらいの標高で、現場が約300メートル近く、約150メートルぐらい山を登っていく道です。つい最近まで入っていく道のところは土砂崩れで入れないという話になっていましたので、当初もう行くのも無理だろうなと思っていたんですけども、つい最近になりまして。土木工事、建設課のほうだと思いますけれども、町道なので、その土砂崩れを直して、登れるところ、道に窮して200メートルぐらい少し上まで、その後登って行って見たんですけども、くぐっているうちに地形図と地図との道との関係がうまく分からなくなって、————さんの場所についてはちょっと確認できなかった。ただ、たまたま須賀智さんのところについては農地ナビに入っていましたので、それをナビとGPSで追いかけていったところ、この現況の

写真を撮っていますけれども、智さんってせがれさんなので、最近遺産相続で取っているの
で、自分では行ったことがないという話なので、ナビでしか信頼できないということをちょ
っと言ってみる。それから、——さんのほうの地所については、——さんに確認しますと。
昭和40年ですから40年ぐらい前に、お父さんが畑の部分については杉を植えるという話を聞
いて、二、三年前ぐらいまでは少し、土砂崩れがある前は下刈りに行っていたという、杉が
植わっているという。智さんのほうは、自分で行ったことがない場所だということなので、
ちょっと。

以上です。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

もう正直なところ分からない、自分の土地が。でも、非農地扱いにしたいわけだ。

○須賀 勤委員 もう杉が植わっている。多分、この人も農地で専門の農地の拡大するために
山全部掘って行って畑にした経過があります。桑を植えたり何なりしたという山がいっぱい
あると思うんですけども、それが結局過ぎて、もう上がってだけで1時間ぐらいかかる。
でも、農機具を持って上がったり、肥料を持って上がったりというのはちょっと無理
ということもあって植樹しちゃったというのが現状だと思います。これは、——さんのほう
はそうですけれども、一さんのほうはちょっと、持ち主の人が亡くなっていますので、いつ
頃山にしたのか不明です。

○議長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。
ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は非農地と決定して、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付す
ることに決定いたしました。

◎議案第2号 農地の賃借料情報の提供について

○議長 続きまして、議案第2号 農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地の賃借料情報の提供についてご説明いたします。

この農地の賃借料情報の提供につきましては、平成21年の12月の農地法の改正に伴い標準小作料が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律上明記されました。これにより、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により賃借権が設定された実勢の賃借料を集計し、以下のとおり情報提供するものです。

この賃借料情報として提供する内容は、令和6年度中に設定されている農地法に基づく賃借権と、農地利用集積計画に基づく利用権、これらの賃借料を集計し、10アール当たりの平均額とその算出根拠となった最高額、最低額、筆数などを情報として提供するものです。

なお、この賃借料情報は、今まで設定されていた標準小作料とは違い拘束力はなく、あくまで相対で賃借料を決定する際の参考資料として提供するものです。

長瀬町農地賃借料情報について説明いたします。

長瀬町における賃借料は、以下のとおりとなっております。

なお、賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせて、当事者間で十分協議した上で決定していただくことになります。

令和6年度における長瀬町における賃借料水準が表のとおりです。

まず、地域については町内全域、10アール当たりの賃借料の平均額2,300円、昨年度は平均額5,300円のため、マイナス3,000円となります。昨年度から計算方法を変更したため、大きく減少しております。変更点は、今までは筆ごとに賃料を計算に入れておりましたが、複数の筆を借りている人は、筆数はそのまま、賃料は筆ごとでなく、全ての筆の総額として計算しておくため、大きくマイナスとなっております。最高額は1万5,000円、最低額は2,000円、使用データ数は集計に用いた筆数となります。77筆です。

1枚めくっていただき、A3の紙が少し小さくて大変申し訳ないんですけども、こちらのほうが集計に用いたデータの内訳表です。今年度も農地法に基づく賃借権の設定事例はなく、農地利用集積計画に基づいた利用権の設定されている全ての農地を対象としました。こちらのデータには全部の筆が載っていますが、集計に当たり、賃借料が一番高い1万5,000円の2筆とゼロ円の34筆は集計には含めておりません。

また、農地の種類は田や畑、利用状況も水稻、普通畑、樹園地の3種類に分類できますが、長瀬町ではそれぞれ分けて賃借料を設定するには規模が小さいため、全て1つのデータにま

とめております。

なお、この賃借料情報提供は、毎年この3月の農業委員会において賃借料を決定し、4月から町のホームページで掲載、農業委員会の窓口で掲示を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

須賀委員。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。基本的なことが分からないんですけども、一番上の1番は、一番その右側のところに地図がありますよね。1,000平米、10アール1万円

で、実際の貸出しの面積が462平米だから、賃料は462円ですよという見方でいいわけだよね。

1番、462円ってなっているじゃないですか、賃借料は。

○事務局 賃借料は1万円。

○9番齊藤喜久夫委員 だから、これは10アール当たりの1万円でしょう。

○事務局 左は面積です。

○9番齊藤喜久夫委員 面積。

面積と、だからこれ、面積か。1万円なの、これ462平米で。

○事務局 10アール当たりで1万円。こちらもそうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 10アール当たりの面積が基準で入れたんじゃないんだ、これは。

○事務局 こちらの賃料は、10アール当たりのを入れています。

○9番齊藤喜久夫委員 10アール当たりだと、だから、462平米だから、1,000平米で1万円だとすれば、4,620円か。

○事務局 そうですね。4,620。

○9番齊藤喜久夫委員 じゃ、ちょっとその見方がいまいち、これ面積だと見えない。

○事務局 面積です。

○9番齊藤喜久夫委員 それで、それを見た場合に、18番。

○事務局 そうですね。実際の賃借料というものは書いていないですね、ここには。

○9番齊藤喜久夫委員 書いていないか。

○事務局 はい。あくまでも10アール当たりの料金しか書いていないです。

○9番齊藤喜久夫委員 だから、18番だと2,000円が入っているじゃないですか、10アール当たり。

- 事務局 18番、はい。
- 9番齊藤喜久夫委員 そうすると、この該当する面積が1,024平米ですよね。
- 事務局 はい。
- 事務局 ちょうど2,000円ちょっとだ。
- 9番齊藤喜久夫委員 あくまで10アール当たりの金額ということ……
- 事務局 しか載せていないですね。
- 9番齊藤喜久夫委員 分かりました。
- 議長 10アール当たり換算で。
- 9番齊藤喜久夫委員 換算でやった場合は……
実賃借料は載っていないということ。
- 事務局 載っていないです。実賃借料、ごめんなさい。載っている方もいらっしゃるんですけども、基本的には載っていない。あくまで10アール当たりの賃借料。
- 議長 あとは面積換算して出すしかない。
- 事務局 そうですね。
- 10番松本高正委員 でも、基本的に話合いなんでしょう。
- 事務局 話合いです。
- 10番松本高正委員 貸す人、借りる人の。
- 事務局 はい。
- 10番松本高正委員 ということは、差が出て当然だ……。
- 事務局 ですね。実情、今はほとんどが使用貸借権とって……
- 10番松本高正委員 ゼロだ。
- 事務局 ゼロの方も多いのが実情ですね。
- 議長 逆に上乗せしているところ……。
- 事務局 そうですね。
- 事務局 ありがとう。
- 議長 ありがとう、お礼なんか出して……。
- 事務局 話聞くと、そのほうが多いかもしれないですね。ただでいいので借りてくださいと。
- 10番松本高正委員 そういう話のほうが具体的だよね。
- 事務局 具体的、そうですね、本当に。
- 10番松本高正委員 幾らで貸します、借ります。

- 事務局 そうですね。ちょっと時代に……。
- 議長 実態はただのほうが多いんじゃないですか。
- 事務局 実態は本当にただのほうが多いです。
- 10番松本高正委員 だから、基本料金はあつてないようなものということになっちゃっている。
- 事務局 そうですね、あくまでも。
- 10番松本高正委員 基本はあるけれども。
- 事務局 はい。本当に提供できるデータを無理やり出したような形ではあるんですけども。
- 10番松本高正委員 これで借りてよと言って、嫌だって言われたらもう終わりだもんな。
- 事務局 そうです。
- 10番松本高正委員 じゃあ1,000円でいいよって言えば1,000円で。
- 事務局 はい、そういうことです。
- 議長 これは、拘束力は全くない。
- 事務局 何もないです。本当に参考として提供しなければいけないという。
- 議長 参考にとっているだけだから。聞かれたら出しますという。
- 事務局 はい。
- 10番松本高正委員 だから、最初のページだけ見ると、2,000円から1万5,000円じゃ、え、1万5,000円で借りてくれるのという話……
- 事務局 そうですね。
- 10番松本高正委員 なきにしもあらずだ。
- 事務局 はい。
- 10番松本高正委員 ないということだよな。
- 事務局 基本的には今は少ないかなとは思いますが。
- 10番松本高正委員 分かりました。
- 9番齊藤喜久夫委員 これは、ホームページか何かで見られるということなの。
- 事務局 ホームページと、あと窓口に掲示するように指示されております。
- 議長 ホームページからも入れるんだよね。
- 事務局 ホームページにも、はい。これでオーケーになったらホームページの掲載の手続を進めたいと思います。あくまでも数字だけです。根拠資料などは載せないです。
- 議長 農業委員会のほうで情報を出しなさいというふうな決まり、約束事なのでやっていま

すけれども、実態と少しかけ離れる面もあるかもしれない。

○9番齊藤喜久夫委員 例えば県内の、その農業会議のほうのホームページ見れば、県内の例えば とか、そういうの見られる。

○事務局 出しているかもしれないですね。けれども、あくまでも市町村で出せということになっているので、市町村単位になっていると思います。

○議長 当然、県南とね。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 安いだ、高いだと……。

○事務局 そうですね。よそを見てそういった意見出てきちゃう可能性もあるので、あまり農業会議としては出していないと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、原案のと通りの価格に決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は原案ど通りの価格に決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、4月の委員会日程でございます。4月の委員会は、25日金曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、25日金曜日午後1時30分からといたします。

次に、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 事務局のほうからその他として5点ほどございます。

(発言する者あり)

○事務局 ごめんなさい。ちょっといろいろ置かせていただいているんですけども、まず1点目とすると、先月の農地転用の許可状況なんですけれども、プール跡地のグランピング施設、こちらのほうは今審査中にはなっているんですけども、許可見込みで話のほうは進んでおります。

あと、続きまして2点目なんですけれども、ごめんなさい。いろいろ置かせていただいたんですけども、「資料」と書いてある「農地利用最適化推進1. 1. 1運動」の活動報告についての資料を置かせていただきました。これ何だろうということなんですけれども、会長のほうからも話があった会長・事務局長会議のほうで、何かいい事例があれば、1. 1. 1の意味が、1人が1年間で1事例、農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止といった農地利用最適化の活動に取り組む活動を報告してほしいということなんですけれども、強制ではございません。そういった活動があった場合は、事務局のほうにご提出いただければと思います。4月の総会でこういった事例があったよという紹介させていただきたいので、4月11日の金曜日までに何か報告したい事例があればご提出いただければと思います。

続きまして、ごめんなさい。3点目、少し仰々しいもので申し訳ないですけども、令和7年度最適化活動の目標設定について資料を置かせていただきました。こちらのほうは、例年事務局で作成させていただいて、農業会議、農林振興センターに提出し、ホームページで掲載することになっておりまして、一応その提出前に農業委員会の皆さんに、いろいろ難しい数字が入っているのでもっと難しいんですけども、こちらのほうを一応お目通しいただいて、目標として報告したいと思いますので、一応数値のほうはまだ確定していないことが多いんですけども、こちらの目標設定のほうを提出させていただきますので、よろしくをお願いします。

次が4番目、その活動記録簿につきまして、新しいこの青色の冊子、あとこのガイドのほうを置かせていただきました。今月に会計検査院の会計検査というものがありまして、いろいろ突っ込みのほうがありまして、やはりこの活動記録簿、こちらのほうを一生懸命書いてほしいということで指導がありましたので、一応中身についても見せてほしいということだったのでいろいろ提供したんですけども、中身の質も少し言われてしまったんですね。私とすると、いろいろお願いしていることもあるので、中身の質に対してあまり要求できないという話はしたんですけども、このガイドを見ながら書いていただければというご案内にはなるんですけども。

あと、出していただけると、その上乘せ報酬分に該当しますので、まだ出していない方い

らっしゃいましたら集計しますので、ご提出のほうをよろしく申し上げます。

あと、最後5点目が、回覧で回らせて、会長のほうからもあったんですけども、ジャガイモの食育事業のほうを長瀬幼稚園のほうでやっていただいて、参加、齊藤委員と山口委員、島田委員、須賀委員に指導者として参加していただきまして、そのお礼のお菓子を箱で頂いたので、ちょっと皆さんでということなので分けさせていただきましたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまのことで何か確認することございますか。

資料1はいつまでに出す。

○事務局 4月11です。あれば大丈夫です。

○9番齊藤喜久夫委員 この様式1と書いてある……。

○事務局 そうですね。そちらに。

○議長 それを書いていただいて。

これは、2のほうは大丈夫なの。

○事務局 2のほうは、はい。特に事務的なものなので、事務的に農業委員会のほうで1回目を通してくれという案内だけなので。特に、こういった数字については積み上げているもので。

○議長 それでは、資料1につきましては、様式の1ですか。

○事務局 はい。

○議長 書ける方はお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

それでいいかな。

○事務局 それで大丈夫です。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

皆様のほうから何かございますか。

はい。

ほかよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 では、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和7年第3回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時01分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年3月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 隆 男

署名委員 鈴 木 智 子